

# 篠井地区

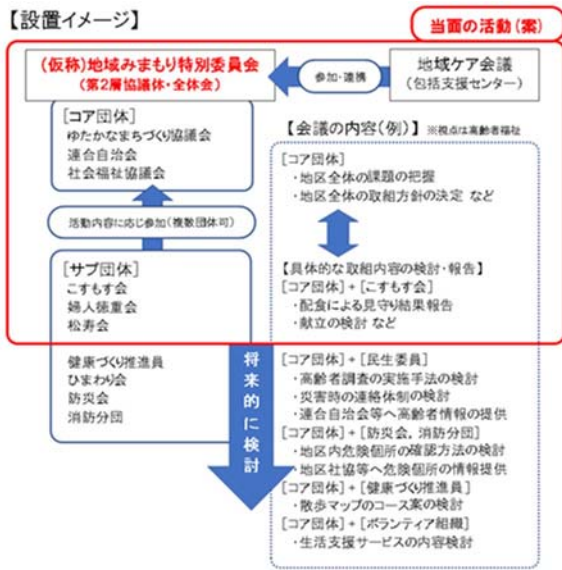
## I 協議体の概要

名 称	篠井地域みまもり特別委員会		
設置年月日	令和3年4月18日	開催頻度	全体会 2回/年 コア会議 2回/年
構成団体 (◎：事務局)			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他 (地域ボランティア団体, 婦人会等)	
設置方式			
○ 新規設置 (まち協内に新たに特別委員会を設置)	既存会議活用 ( )		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年 ~	地域ケア会議を中心に地域包括ケアシステムや第2層協議体の取組について共通理解を図るとともに、意見交換を行った。		
令和元年 6月	ケア会議 (参加者：まち協, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 福祉協力員連絡会, 老人会, 婦人会, 包括) → 「地域で自分たちができることは何か」をテーマにグループワークを行い、地域課題について意見交換を行った。		
令和2年 2月	ケア会議 (参加者：まち協, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 福祉協力員連絡会, 老人会, 婦人会, 包括) → 各地域団体間で情報共有をし、第2層協議体設置に向けた意見交換を行った。		
令和2年 9月	第2層協議体説明会 (参加者：まち協, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 市, 包括) → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図るとともに、第2層協議体の設置に向けた方向性について意見交換を行った。		
10月	地域ケア会議 → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図るとともに、構成団体等について検討		
11月	第2層協議体設置に向けた説明会 (参加者：まち協, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 地域ボランティア団体, 包括等) → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図るとともに、組織体制について検討		
令和3年 3月	第2層協議体設置に向けた検討会 (参加者：まち協, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 地域ボランティア団体, 包括等) → 篠井地区第2層協議体の設置要綱, 活動イメージについて検討		
4月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ボランティア団体や参加団体からの情報提供</li> <li>各地域団体から得た情報をもとに、意見交換を行うことにより、地域の課題を把握</li> <li>困りごとに関するアンケート調査の実施</li> </ul>		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ボランティア団体を中心とした見守り活動</li> <li>アンケート調査結果を踏まえた生活支援ボランティアの検討</li> </ul>		

## II 取組事例

### 【「地域ぐるみ」で話し合う仕組みづくり】

#### 【篠井地域みまもり特別委員会の推進体制】



協議体設置当初である現在は、構成団体をコア団体（まちづくり協議会、連合自治会、社会福祉協議会（福祉協力員及び民生委員児童委員を含む）、包括支援センター）とサブ団体（こすもす会、婦人徳重会、松寿会）に分け、コア団体とサブ団体を併せた全体会で話し合いを行い、活動主体であるサブ団体（こすもす会）がみまもり活動を行っている。

将来的にはテーマ毎に各種団体が参画する体制とすることにより、地域における様々なテーマについて、多様な団体の協力を得ながら、柔軟に検討できるようにしている。

#

### 【「こすもす会」を中心とした見守りの仕組みづくり】#

#### 【「こすもす会」による配食を通じた見守り活動】

一人暮らし高齢者を対象に、手作り弁当を無料で配布する取組。地域の有志が集まり、多年にわたり実施。出来合いのものは使用せず、自分たちで手作りしており、季節に合わせた献立にするなど工夫を凝らしている。地域の一人暮らし高齢者の見守りはもとより、弁当作製により集まることが、集いの場にもなっている。コロナ禍により配食ができない場合は、電話にて健康状態の確認を行い、安否確認を行っている。

#### 【活動の様子】



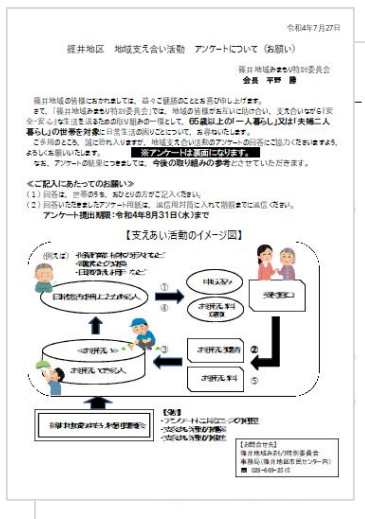
#### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 地域主体で長年実施している見守り活動について、各地域団体間で情報共有を行うことにより、更なる活動の充実につながる。

## II 取組事例

### 【困りごとの把握を目的としたアンケート調査の実施及び生活支援ボランティアの活動開始に向けた検討】

#### 【困りごとに関するアンケート調査】



◆ 対 象：65歳以上一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯

◆ 方 法：自治会にて配布・地区市民センターへ郵送にて提出

◆ 目 的：日常生活上の困りごと等について把握するもの

◆ 結 果：

- ・ 回答数108名
- ・ 回答者のうち、約3割が「困り事がある」と回答
- ・ 困っていると回答した方が多かったのは、以下の項目のとおり  
「自宅の除草・草刈り」、「自宅の植木の手入れ」、  
「照明器具の取り換え」、「話し相手」

◆ 生活支援ボランティアの活動開始に向けた検討

- ・ ボランティア募集
- ・ ボランティア運営方法の検討

#### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 地域の高齢者が抱える困りごとについて把握することができた。
- ・ アンケート結果を踏まえて意見交換することにより、生活支援ボランティア活動の今後の方向性について検討することができた。

#

## III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ まち協や自治会などの各地域団体が集まり、見守り活動の現状報告や地域課題・取組について議論を行う場ができた。

## IV 今後の方向性

- ・ 「こすもす会」による配食事業を活用した見守り活動の継続的な実施
- ・ 生活支援ボランティアの活動開始に向けた検討

## 篠井地域みまもり特別委員会 会則

### (設置及び事務局)

第1条 篠井地区ゆたかなまちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）会則第14条第1項の規定に基づき、篠井地域みまもり特別委員会を設置し、事務局を篠井地区市民センター内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、宇都宮市地域包括ケアシステムにおける第2層協議体に位置付け、行政をはじめ医療や介護などの関係組織と連携して、地域住民による支え合い活動を推進し、高齢者等が安心して暮らし続けることができる長寿社会を実現することを目的とする。

### (組織)

第3条 本会は、次に掲げるコア団体、サブ団体及び関係組織の代表者によって構成する。

#### (1) コア団体

- ア まちづくり協議会
- イ 篠井地区連合自治会
- ウ 篠井地区社会福祉協議会（福祉協力員及び民生委員児童委員を含む）
- エ 富屋・篠井地域包括支援センター

#### (2) サブ団体

- ア こすもす会
- イ 篠井地区婦人徳重会
- ウ 篠井地区松寿会連合会

#### (3) 関係組織（オブザーバー）

- ア 宇都宮市高齢福祉課地域包括ケア推進室
- イ 宇都宮市篠井地区市民センター

### (役員)

第4条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

2 役員は、まちづくり協議会会則第14条第2項の規定に基づき、まちづくり協議会役員会の推薦により同協議会会長が委嘱するものとする。

3 任期は所属する団体の任期とする。

### (役員の仕事)

第5条 会長は、本会を代表し会務を執行及び総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには職務を代理する。
- 3 理事は、会務の運営と案件を審議する。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理し、経理を掌る。
- 5 監事は、本会の会計事務を監査する。

(会議)

第6条 本会の会議は、コア会議及び全体会とし、それぞれ会長が招集する。

2 コア会議は、第3条(1)のコア団体による会議とし、次の業務を行うものとする。

- (1) 地域内の高齢者等に関する課題やニーズ等の把握と情報共有
- (2) 地域住民が主体となって高齢者等の生活を支え合う体制づくりや取組方針の決定
- (3) その他、目的達成に必要な事項

3 全体会は、コア会議に第3条(2)で掲げたサブ団体を加えた会議とし、次の業務を行うものとする。

- (1) コア会議で決定した取組方針に基づく具体的な活動内容の検討
- (2) その他、目的達成に必要な事項

(事務局)

第7条 事務局員は会長が指名し、本会の運営に必要な事務を行うものとする。

(経費)

第8条 本会の経費は、市の委託費及びその他の経費をもってこれに充てる。

(補則)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する事項は会長が定める。ただし、重要な事項はコア会議の承認を得るものとする。

附則 この会則は令和3年4月18日から施行する。